

令和元年第2回中島村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月7日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	3
○職務のため出席した者の職・氏名	3
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○行政報告	6
○村長報告	7
○議案第21号～議案第35号の一括上程、説明	8
○散会の宣告	11

第 2 号 (6月11日)

○議事日程	13
○出席議員	13
○欠席議員	13
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	13
○職務のため出席した者の職・氏名	13
○開議の宣告	14
○一般質問	14
小 室 重 克 君	14
小 林 均 君	17
椎 名 康 夫 君	23
小 松 公 雄 君	26
○議案第21号の質疑、討論、採決	28
○議案第22号の質疑、討論、採決	30

○議案第 2 3 号の質疑、討論、採決	3 0
○議案第 2 4 号の質疑、討論、採決	3 1
○散会の宣告	3 2

第 3 号 (6月12日)

○議事日程	3 3
○出席議員	3 3
○欠席議員	3 4
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	3 4
○職務のため出席した者の職・氏名	3 4
○開議の宣告	3 5
○議案第 2 5 号の質疑、討論、採決	3 5
○議案第 2 6 号の質疑、討論、採決	3 5
○議案第 2 7 号の質疑、討論、採決	3 6
○議案第 2 8 号の質疑、討論、採決	3 7
○議案第 2 9 号の質疑、討論、採決	3 7
○議案第 3 0 号の質疑、討論、採決	3 8
○議案第 3 1 号の質疑、討論、採決	5 0
○議案第 3 2 号の質疑、討論、採決	5 1
○議案第 3 3 号の質疑、討論、採決	5 2
○議案第 3 4 号の質疑、討論、採決	5 3
○議案第 3 5 号の質疑、討論、採決	5 4
○陳情第 5 号～陳情第 7 号の委員長報告	5 4
○陳情第 5 号の質疑、討論、採決	5 6
○陳情第 6 号の質疑、討論、採決	5 6
○陳情第 7 号の質疑、討論、採決	5 7
○日程の追加	5 7
○発委第 2 号～同意第 3 号の一括上程、説明	5 8
○発委第 2 号の質疑、討論、採決	6 0
○発委第 3 号の質疑、討論、採決	6 0
○同意第 3 号の質疑、討論、採決	6 1
○閉会中の継続調査申出について	6 2
○村長の挨拶	6 2
○閉会の宣告	6 3

○署名議員.....	6 5
------------	-----

中島村告示第12号

令和元年第2回中島村議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年5月24日

中島村長 加藤 幸一

記

1 期 日 令和元年6月7日 午前10時

2 場 所 中島村役場議場

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番	椎	名	康	夫	君	2番	小	室	重	克	君
3番	小	林		均	君	4番	小	室	辰	雄	君
5番	小	松	公	雄	君	6番	鈴	木	新	平	君
7番	木	村	秋	夫	君	8番	藤	田	利	春	君

不応招議員（なし）

第 2 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和元年第2回中島村議会定例会

議 事 日 程 (第1号)

令和元年6月7日(金) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 村長報告(報告第1号及び報告第2号)
日程第 6 議案の上程、提案理由の説明(議案第21号から議案第35号まで)

出席議員(8名)

1番	椎 名 康 夫 君	2番	小 室 重 克 君
3番	小 林 均 君	4番	小 室 辰 雄 君
5番	小 松 公 雄 君	6番	鈴 木 新 平 君
7番	木 村 秋 夫 君	8番	藤 田 利 春 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村 長	加 藤 幸 一 君	副 村 長	小 針 英 希 君
教 育 長	面 川 三 雄 君	総 務 課 長	木 村 修 君
会計管理者兼 税 務 課 長	久 保 田 利 男 君	住 民 生 活 課 長	小 林 隆 君
建 設 課 長	齋 藤 満 君	保 健 福 祉 課 長	藤 田 幸 江 君
学校教育課長兼 生涯学習課長	矢 吹 勝 人 君	企画振興課長兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	本 間 俊 一 君

職務のため出席した者の職・氏名

事 務 局 長	相 楽 高 徳	書 記	真 船 優
---------	---------	-----	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（藤田利春君） おはようございます。

ただいまから令和元年第2回中島村議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（藤田利春君） 出席議員は、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤田利春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、椎名康夫君、2番、小室重克君を指名します。

◎会期の決定

○議長（藤田利春君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、お手元に配付した会期案により、本日から6月12日までの6日間にした
いと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、今定例会会期は本日から6月12日までの6日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付した印刷文書とおりです。

◎諸般の報告

○議長（藤田利春君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の主な議会関係事項について、報告を申し上げます。

4月7日、西白河地方町村議会議長会4月定例会が開催され、私が出席しました。議案は、平成30年度西白河地方町村議会議長会事業報告、歳入歳出決算の認定並びに平成31年（令和元年）歳入歳出予算補正が提出され、原案のとおり承認されました。

5月28日には、東京国際フォーラムにおいて、全国町村議会議長及び副議長を対象に研修会が開催され、私と木村秋夫副議長が参加してきました。

研修内容は、「これからの町村議会を考える」をテーマに、山梨学院大学大学院教授、江藤俊昭氏ほか2名の講師から、町村議会議員の議員報酬等のあり方、議員定数やなり手不足についての講義がありました。

また、町村議会特別表彰の長野県喬木村議会ほか2町からそれぞれの町村の議会の取り組みなどのお話を聞くことができ、大変有意義な研修会でした。

5月31日に、白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会が開催され、私と鈴木新平議員が出席しました。任期満了による役員改選において、私が組合議会議長に就任いたしました。議案は、組合監査委員の選任についてと、令和元年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算（第1号）についてであり、原案のとおり承認されました。

6月3日には、福島県町村議会議長会定期総会が開催され、私が出席してきました。議事は、役員の異動報告1件、議案3件の審議及び役員の選出が行われ、原案のとおり議決されました。

総合的な地域福祉の推進などを求めた決議案及び福島の震災復興・興再生に関する特別決議案が提出され、いずれも原案のとおり採択されました。

また、西白河地方町村議会議長会から提出議案として地域振興に欠かせない道路網の整備促進とあぶくま高原道路の有料区間の無料化の要望及び福島県農業総合センター農業短期大学の整備拡充及び県立白河実業高等学校の実習室の充実についてを提出し、さらに、広域農道の県道格上げを議決されました。

また、役員人事については、小野町議長、村上昭正会長から川内村、渡邊一夫議長が会長に就任されました。

以上、6月3日の会議の内容でございます。

次に、議員派遣の報告を行います。

2番、議会広報編集委員会委員長、小室重克君より、議員派遣についての報告の申し出がありましたので、これを許します。

2番、小室重克君。

〔議会広報編集委員会委員長 小室重克君 登壇〕

○議会広報編集委員会委員長（小室重克君） 皆さん、おはようございます。

議会広報委員会より、議員派遣の報告をいたします。

令和元年度町村議会広報研修会が去る5月22日、郡山市のビッグパレットふくしまにおいて開催され、本村議会広報編集委員全員で参加してまいりました。

研修会は、「議会活動が伝わる 住民に役立つ効果のある『議会だより』の編集」と題し、広報コンサルタント、議会広報サポーターの芳野政明氏の講義を受けました。

芳野氏は、自治体を初め、諸団体の広報研修会、編集セミナーなど、年間40回前後の講師活動、全国町村議

会議長会などの議会広報クリニックや講演、全国町村議会広報コンクール審査員などさまざまな分野でご活躍されている方でした。

研修会は「めざす議会広報像を編集方針に」として3つの編集ポイントを基本に講義が行われました。

1つ目は、「住民が読むもの」として住民目線で読みやすく、わかりやすく、住民読者との情報格差を埋め、関心に応える企画と編集、「読者が主人公」の編集を追求する姿勢、住民とのコミュニケーション、一方通行ではなく、双方向性を持たせることが大切である。

2つ目は、「議事・議会活動を的確に伝える」として自治体の課題や施策、多様な意見、論点などを要約して伝えることが必要である。

3つ目は、「読みたくなる紙面づくり」として人目を引きつける記事構成、見出し、書体、写真、キャプション、図形活用などわかりやすく読みやすく、また興味が湧いてこそ見てもらえる編集が大切である。

次に、7町村の議会広報クリニックが行われ、わかりやすい見出し、写真をどう扱うかなどの注意点、読みやすい紙面づくりのためのレイアウトの方法など、解説があり、大変有意義な研修となりました。

今回の研修を今後の議会広報づくりに生かし、今まで以上に「村民に親しまれる、議会活動が伝わる」議会だよりになるよう努めてまいります。

以上で、議員派遣の報告を終わらせていただきます。

令和元年6月7日、議会広報編集委員会委員長、小室重克。

以上であります。

○議長（藤田利春君） 以上で、議員派遣の報告を終わります。

その他、閉会中の主な議会関係事項等は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

次に、本議会で受理した請願・陳情は、会議規則第91条及び第92条の規定により、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので報告いたします。

続いて、村長からの報告、議案及び監査委員からの例月出納検査結果報告並びに今期定例会に説明のための出席を求められた者、委任を受け出席する者は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（藤田利春君） 日程第4、行政報告を行います。

村長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 改めまして、おはようございます。

本日、ここに第2回中島村議会定例会の開会に当たり、議員の皆様方にご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、令和元年度におけるこれまでの行政執行状況についてご報告申し上げます。

稲作農家に対するカリ肥料の配付及び散布事業であります、今年で8年目を迎えたところであります。

この事業は、米の風評被害払拭と放射性セシウムの吸収抑制対策として実施しておりますが、本年も目的どおりに効果達成できることが期待されます。

村としまして、米生産農家並びに関係機関と協力しながら、福島ブランド米の復活と風評被害払拭に向けた取り組みを引き続き推進してまいります。

冬場の降雪や春先の降雨が例年より少なく、水田の水不足を心配したところでした。降水量は少ないものの、適期に降雨があったことで、田植えも順調に推移し、安堵しているところです。

次に、工事等に関する業務であります。

繰越明許した道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業ですが、5月末までに最終処分場への堆積物の搬出が終了しました。最終年度となる今年、残る松崎、代畑、岡ノ内、小針の4地区について、早期に工事を発注してまいります。

次に、行事等であります。

去る4月7日は、全村一斉クリーンアップ事業が実施され、集落内の道路や河川に捨てられたごみを一掃し、地域環境の美化を図ることができました。

次に、4月21日には、村農村環境改善センターグラウンドにおいて、第24回さわやか中島杯ソフトボール大会が開催されました。県内外各地から36チームが参加し、3ブロックに分かれて熱戦が繰り上げられた中、なめつスポ少がヨカップブロック準優勝と健闘しました。会場には元気な子供たちと応援の保護者が多数来場され、また、茨城県と東京から2チームが参加するなど、交流の輪が広がった大会でした。

4月21日から25日までの5日間、中学校の修学旅行が実施されました。イナナムセカンダリースクールでは、一緒に民族舞踊や歌、料理をつくるなど、大変打ち解けた雰囲気交流会でした。新たにサバ大学学生との交流会も実施され、英語の大切さや異文化に触れ、お互いを理解するよい機会となりました。また、マングローブの探索やマリンスポーツも楽しむことができ、貴重な海外体験と思い出に残る修学旅行であったと考えます。このような中島中学校の生徒が将来海外で活躍できるように、今後も支援してまいりたいと思います。

また、両小学校の春の運動会は、5月18日の土曜日にそれぞれ盛大に開催されました。

当日は30度を超す猛暑の中、熱中症を心配したところですが、子供たちは元気に各競技に参加していました。子供たちの本気で走る姿や演技を演じる姿は、見る者に多くの感動を与えていました。

5月29日、滑津小学校鼓笛隊による交通安全・防犯パレードが行われました。沿道の保護者や地域の方々の声援を受け、交通安全と犯罪防止を村民に呼びかけ、意識の高揚が図ることができました。

以上をもちまして、行政執行状況について報告を終わります。

○議長（藤田利春君） これで行政報告を終わります。

◎村長報告

○議長（藤田利春君） 日程第5、村長報告を行います。

村長より、報告第1号 平成30年度中島村繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第2号 平成30事業年度白河地方土地開発公社の経営状況報告についての報告の申し出がありましたので、これを許します。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 法律の規定に基づく報告を申し上げます。

報告第1号は、平成30年度中島村繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成30年度中島村一般会計補正予算（第5号）により、繰越明許費として議決いただいたふくしま森林再生事業、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業であります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

報告第2号は、平成30事業年度白河地方土地開発公社の経営状況報告についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

詳細については担当課長をして補足説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 村長より担当課長をして補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） 以上で、村長報告を終わります。

◎議案第21号～議案第35号の一括上程、説明

○議長（藤田利春君） 日程第6、議案の上程を行います。

議案第21号から議案第35号までの15議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 本定例会に提案いたします議案についてご説明いたします。

条例の改正9件、令和元年度一般会計及び特別会計補正予算が6件の合計15件であります。

議案第21号は、中島村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

人事院規則及び福島県人事委員会規則において超過勤務命令の上限時間等が設定され、本村においても超過勤務命令の上限時間等を設定するため、所要の改正をするものです。

議案第22号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

福島県人事委員会規則の改正に伴い、自動車等を使用した場合の通勤手当の限度額を改正するため、所要の改正をするものです。

議案第23号は、中島村税条例の一部を改正する条例であります。

地方税法が一部改正され、ふるさと納税制度改正による寄附金税額控除の見直し、軽自動車税の環境性能割

及び種別割の適用、その他固定資産税及び法人住民税について所要の改正をするものです。

議案第24号は、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例であります。

災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正され、貸付金の利率、償還方法が変更となるため、所要の改正をするものです。

議案第25号は、中島村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。

児童扶養手当法の一部改正に伴い、ひとり親医療費助成の所得制限適用期間が変更となるため、所要の改正をするものです。

議案第26号は、中島村健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

令和元年度税制改正により、国保税の課税限度額が引き上げられたこと、また、県が示す市町村標準保険料率に改めるため、所要の改正をするものです。

議案第27号は、中島村介護保険条例の一部を改正する条例であります。

本年10月から消費税が10%に引き上げられることから、低所得者の保険料軽減のため、所要の改正をするものです。

議案第28号は、中島村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

元号改正に伴い、所要の改正をするものです。

議案第29号は、中島村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

学校教育法及び元号改正に伴い、所要の改正をするものです。

次に、補正予算関係ですが、各会計の人件費につきましては、職員の定期人事異動等によるものでありますので、詳細については省かせていただきます。

議案第30号は、令和元年度中島村一般会計補正予算（第1号）であります。

既定予算額に1億9,661万5,000円を追加し、予算総額を36億4,769万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金941万7,000円、県支出金1億6,398万5,000円、基金繰入金2,321万3,000円を増額補正するものです。

歳出の主なものは、総務費で普通旅費に51万6,000円、電柱共架工事費に88万円、統計調査費に6万6,000円、民生費で介護保険特別会計繰出金に151万円、プレミアム付商品券費に790万6,000円、ひとり親医療費助成金制度改正に伴うシステム改修に10万8,000円、衛生費で除染事業対策事業委託に1億6,316万1,000円、簡易水道特別会計繰出金に2万8,000円、農林水産業費で農業集落排水事業特別会計繰出金に48万6,000円、土木費で二ツ山住宅駐車場整備工事費に1,075万1,000円、教育費で普通旅費に102万6,000円をそれぞれ増額補正し、民生費で国保特別会計繰出金458万円を減額補正するものであります。

議案第31号は、令和元年度中島村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。

既定予算額から726万3,000円を減額し、予算総額を5億3,635万4,000円とするものです。

歳入において、保険給付費等交付金684万円、繰越金856万6,000円を増額補正し、一般被保険者国民健康保険税1,798万7,000円、退職被保険者等国民健康保険税10万2,000円、一般会計繰入金458万円を減額補正するもの

です。

歳出において、介護給付費24万2,000円を増額補正し、人事異動による一般管理費458万円、医療給付費147万8,000円、後期高齢者支援金144万7,000円を減額補正するものです。

議案第32号は、令和元年度中島村簡易水道特別会計補正予算（第1号）であります。

既定予算額に2万8,000円を追加し、予算総額を1億9,578万7,000円とするものです。

歳入において、一般会計繰入金2万8,000円を増額補正し、歳出において、人事異動による一般管理費1万9,000円、維持管理費9,000円を増額補正するものです。

議案第33号は、令和元年度中島村土地造成事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額に増減はございません。

歳出において、予備費から土地造成費に予算を組み替えするものです。

議案第34号は、令和元年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）であります。

既定予算額に48万6,000円を追加し、予算総額を2億4,965万8,000円とするものです。

歳入において、一般会計繰入金48万6,000円を増額補正し、歳出において、人事異動による一般管理費48万6,000円を増額補正するものです。

議案第35号は、令和元年度中島村介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

既定予算額に8,000円を追加し、予算総額を4億5,837万3,000円とするものです。

歳入において、低所得者保険料負担軽減繰入金150万2,000円、その他一般会計繰入金8,000円を増額補正し、介護保険料150万2,000円を減額補正するものです。

歳出において、人事異動による一般管理費8,000円を増額補正し、介護サービス等諸費では、財源の異動を行うものです。

なお、詳細につきましては担当課長をして補足説明させますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤田利春君） 村長から担当課長をして補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） お諮りいたします。ここで11時10分まで休議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、11時10分まで休議いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（藤田利春君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

次回会議は6月11日午前10時に開会しますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時55分

第 2 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和元年第2回中島村議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和元年6月11日(火) 午前10時開議

日程第 1 一般質問

2番 小室 重克 議員

3番 小林 均 議員

1番 椎名 康夫 議員

5番 小松 公雄 議員

日程第 2 議案第21号 中島村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 3 議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第23号 中島村税条例等の一部を改正する条例

日程第 5 議案第24号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

出席議員(8名)

1番 椎 名 康 夫 君

2番 小 室 重 克 君

3番 小 林 均 君

4番 小 室 辰 雄 君

5番 小 松 公 雄 君

6番 鈴 木 新 平 君

7番 木 村 秋 夫 君

8番 藤 田 利 春 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村 長 加 藤 幸 一 君 副 村 長 小 針 英 希 君

教 育 長 面 川 三 雄 君 総 務 課 長 木 村 修 君

会 計 管 理 者 兼 久 保 田 利 男 君 住 民 生 活 課 長 小 林 隆 君
税 務 課 長

建 設 課 長 齋 藤 満 君 保 健 福 祉 課 長 藤 田 幸 江 君

学 校 教 育 課 長 兼 矢 吹 勝 人 君 企 画 振 興 課 長 兼
生 涯 学 習 課 長 農 業 委 員 会
事 務 局 長

職務のため出席した者の職・氏名

事 務 局 長 相 楽 高 徳 書 記 真 船 優

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田利春君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

◎一般質問

○議長（藤田利春君） 日程第1、一般質問を行います。

発言は通告順に行います。

◇ 小 室 重 克 君

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君の質問を許します。

2番、小室重克君。

〔2番 小室重克君 登壇〕

○2番（小室重克君） 皆様、おはようございます。

通告に従いまして、2点ほど質問させていただきます。

まず、1点目でありますが、阿武隈川沿いにサイクリングロードを。

5月1日、新元号令和の時代が始まりました。元号が変わるとなぜか身が引き締まる思いがしております。

天皇陛下は長年、水に関する問題に取り組まれてきました。暮らしや産業、自然保護、災害を通じ、国民に思い寄り添う関係がますます深まると思います。

さて、中島村は阿武隈川が流れ、肥沃な大地、緑豊かな田園風景が広がり、花や緑化木があふれる美しい景観が自慢です。私は、松崎月山からの阿武隈川、吉岡橋から阿武隈高地、残雪の那須連峰を望む光景が壮大で大好きです。

福島県土木部道路整備課ホームページでは、久慈川サイクリングロード、みちのくサイクリングロード、大川喜多方サイクリングロードが掲載されています。

ぜひ、県南にも魅力的なサイクリングロードを整備する働きかけを県・市町村にすべきと思いますが、村長のご意見をお伺いします。

次に、地場産品の推進について。

地方税法等の一部を改正する法律の成立により、ふるさと納税にかかわる指定制度が創設され、以下の基準

に適合した地方団体がふるさと納税（特例控除）の対象として指定する仕組みとなりました。

①寄附金の募集を適正に実施する地方団体。

②、①の地方団体で、返礼品を送付する場合には、返礼品の返礼割合を3割以下とすること、返礼品を地場産品とすることのいずれも満たす地方団体。

中島村は、これまで全国の方々から、村の発展に貢献したい、村の力になりたいと応援する寄附金が集まりました。昨年は、村長初め職員、議員一丸となって千葉県のゆかりのあるプロ野球選手のホーム球場へ出向き、風評被害の払拭、災害復興PRを兼ね、中島産米のPRをしてきました。そのような努力があったからこそ、多くの方々から支援があったと思っています。

今回の改正は、地場産品の少ない中島村にとって大きなハンデとなる改正であり、不満を感じる一人です。

しかしながら、決まった以上前を向き、支援者に沿う事業展開が必要と思っています。

そこで、お尋ねをいたします。

1つ目、総務省が言っている地場産品の定義とは何か。

②として、村は今後どのように地場産品の推進を図っていくか。

2点、村長にお伺いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 改めましておはようございます。

通告に基づきまして、小室重克議員のご質問にお答えします。

河川堤塘を利用したサイクリングロードは、自然公園、名勝、観光施設、レクリエーション施設等を結び、あわせて自転車利用の増大に対処するため、昭和48年度から全国各地で整備が始まり、福島県においても整備が進められてきたところであります。

しかし、近年は、河川改修工事を重点的に推進され、以前のような整備は行われておりません。

また、本村の河川堤塘の利用状況を見ますと、水田の作業管理や河川水門の維持管理のため、農耕車などの通行が見受けられます。自転車専用道となると、これらの作業に支障が出てくると推測されます。

そこで、福島県は今年度より豪雨対策緊急河川整備事業を推進しております。この事業の中には、河川堤塘の天端を舗装改良し、河川水門管理などの車両や歩行者、自転車などを利用する方への利便性向上を図る事業も含まれております。

本村としては、サイクリングロードの整備を推進するのではなく、本事業により河川天端を舗装改良し、自転車も利用できるように県に要望していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、地場産品の推進についてのご質問にお答えします。

ふるさと納税制度は平成20年から始まり、令和元年で11年目を迎えました。

これまで、全国の地方自治体ではさまざまな工夫を凝らし、寄附者の皆様へ返礼品といった形で、お礼の意を表してまいったところであります。年を追うごとに本制度利用者数も増加し、寄附件数も年々増加傾向にあります。

本村では、平成29年6月より本格的に返礼品業務に取り組んだところ、全国の皆様から本村を応援する多く

のご寄附を賜り、深く御礼を申し上げる次第であります。

5月14日付総務大臣より、ふるさと納税の対象となる地方自治団体の指定通知をいただきました。

本村においては、令和元年6月1日から同年9月30日の4カ月の指定であります。7月に、10月1日から令和2年9月30日までの指定申請の手続をする予定でありますので、指定をいただければ、ほかの自治体と同じ対象期間となりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

さて、ご質問の総務省が言っている地場産品の定義及び今後どのような地場産品の推進を図っていくのかについてであります。

まず、地場産品でございますが、基準に示された主な内容として村内生産のもの、村内の材料が大部分使用されているもの、村内で製造加工されたものであります。

次に、地場産品の推進については、前述した地場産品を取り扱う事業所を中心に引き続き協力を求めていく予定であります。

また、今回の改正によりふるさと納税は大幅に減少することが見込まれますが、引き続き県内外のPRイベント等にも参加し、地場産品の推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） ありがとうございます。

それぞれ私の一般質問に対して県等に相談をしながら、豪雨対策の事業等で進めていきたいというようなお話がありました。それぞれいろんな事業がございます。一番、中島に合った有効な整備の方法を考えていただければ防災・減災、そして環境保全、健康、いろんな面でメリットがあると思います。つきましては、私は1つ村長にまた要望して言いたいことがあります。

村長3期目、非常に脂の乗っている年齢、そして充実、そういう中で、ぜひ近隣市町村、西郷、白河、泉崎、矢吹、その辺をリーダーシップをとって、ぜひこういう事業があるからみんなでやっつけようじゃないか、どうだというようなことで、ぜひお声をかけながら県南地方を盛り上げるというような考えはどうかというふうに思っております。

ぜひ、その辺のようなお考え持っているか、お聞かせ願えますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

阿武隈川は、西郷に源流をスタートしまして宮城県に注ぐわけでありますけれども、何といいましてもこれは福島県、それから流域にとっては大変貴重な大事な河川であります。そういったことも含めて、やはり豪雨災害からの防災事業というのは非常に大切であります。

県としてもですね、今年度から、そういった堤体の補強も兼ねた、あるいは河川の河床をならして、流れをスムーズに流すというような工事が進められております。これは、県・国とも一体となって、西白河地方だけに限らず、やはり流域全体で取り組んでいかなくてはいけない事業だと県のほうも認識しておりますし、国のほうもそういった考えで予算をつけているということでありますので、村としましてもそういった県の事業をいち早く取り入れていただいて、景観の保持、それから堤体の補強を兼ねた工事を進めていただくように強く

要望してまいりたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） どうぞよろしくお願いします。

何かホームページを見ると、林野庁の森林浴の森100選に西郷が阿武隈川源流の原生林が選ばれている、あるいは阿武隈川の本格的な治水事業100年に当たるそうなので、今後やはり堤体をきれいに整備していこうというようなことであると、かなりの年数がかかるだろうなというふうに思います。そういう部分で、今後の50年、100年を見込んで村長が近隣町村とあわせて県南地方をリードしていただきたい、そんなところでお願いしたいと思います。

2点目、再質問をさせていただきます。

それぞれ地場産品3点ほど、村内の産品、あるいは加工ですか、そういう部分の工程が必要だということも伺いました。

ぜひ、これだけ集まった、知名度が上がった中島村をやはり推進していつてはどうかというふうに私は思っております。議員全員がそう思っていますと思います。続いてはですね、六次化産業、あるいは企業誘致等も含めて、そういう事業を率先して各企業、あるいは村内の有識者団体等もPRをしていつてはというふうに思います。

村長もその辺の考えがあると思いますが、もしお話できる程度であればちょっとお話お願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） それでは、ただいまの質問でありますけれども、ふるさと納税、中島村は過去2年間非常に大きな伸びを見ることができました。これはやはり全国各地の方々に御礼を申し上げなくてはいけないということですが、やはり、総務省のほうからも地場産品の定義というのを今度はっきり位置づけられました。それに沿った形で村としましては、ふるさと納税を推進していかななくてはいけないということで、新たな地場産品の開発、あるいは工場誘致も含めてですね、地場産品に結びつくような工場誘致ができればいいなと考えているところであります。その辺は、企業立地セミナー等通じながら企業誘致も図っていきたいと考えておりますし、また、地場産品もこれだけ本村の基幹産業である農業が基幹でありますので、そういった六次化の農産物をふるさと納税に結びつけられるようなすばらしい商品の開発も考えていきたいなと考えているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） 心強い村長のお考えをいただきました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（藤田利春君） 以上で、2番、小室重克君の質問は終わります。

◇ 小 林 均 君

○議長（藤田利春君） 次に、3番、小林 均君の質問を許します。

3番、小林 均君。

〔3番 小林 均君 登壇〕

○3番（小林 均君） おはようございます。

通告に従いまして、私のほうから一般質問を行います。

その前にですね、先月の川崎の子供殺傷事件、皆さんもご承知のとおりだと思うんですが、なぜこんなショッキングな事件が次から次へと起きるんだと思っているかと思います。しかし、こういった不安な出来事が後を絶たない世の中になってきているのが現実であります。後ほど子供の安全について質問しますが、事件に遭遇して被害に遭われた方々には心からお見舞い、またはお悔やみを申し上げます。

さて、先月5月の議会だよりを皆さんもごらんになっているかと思いますが、住民の声ということで最後のページに掲載されていますが、先々月、私のほうから鈴木和宏さんをお願いしたものを載せていただきました。

議会でも取り上げてくださいとのことですので、私のほうから質問させていただきます。よろしくお願いします。

彼は現在44歳で、まさに働き盛りの頂点にいるところであります。1年を通じて夫婦で花農家を営んでおります。一度は福島大学に就職したわけでありましたが、自分は農業を継ぐという決意のもと地元に戻り、現在に至ってきております。しかし、彼は広報にも載せたように、将来この中島村の農業に従事する後継者がだんだん減っていくことに不安を感じております。私は、彼ばかりではなく、中島村の多くの農業者がそう思っているのではないかと思います。

道端でこういった話し合いがなされます。これから先、この田んぼは誰に頼めばいいのかな、新しく農業機械を買ってまでして田んぼをやっていく自信はないし、これからどうなっていくんだろうかなというふうな声がいっぱい人から聞かれます。本当に、鈴木和宏さんが言う現在の担い手である団塊の世代が引退した後、どうなっていくのかを真剣に考え取り組んでいかなければならないと思います。

大変前置きが長くなりましたけれども、これから1つずつ質問していきたいと思います。

まず、中島村の農業に対する現状について質問します。

1点目、中島村の農業従事者件数、農業戸数及び戸数割合はどんな状況かお尋ねします。

2点目、農業者の年代別人数はどのようになっているのかお尋ねします。

3点目、村で実施している農業者に対しての支援事業はどんなものがあるのか、また、その加入状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

次に、教育長に質問します。

冒頭にちょっと触れましたが、こういう問題に対しては何度議論しても解決に至らないところもありますが、安全につながるものは少しでも改善すべきことですので、昨年6月の議会でも小室議員のほうから質問が上がりましたが、子供の通学、下校時の安全について質問しますので、よろしくお願いします。

また、質問内容が少し重複するところもあるかと思いますが、再度その後の状況についてお答えいただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、こども避難の家について質問します。

子供たちが安全・安心に通学でき、自宅に帰ってくるのが当たり前のことなのですが、最近は安心できないという世の中になってきてしまいました。先ほども話したように、いろんなところで事件・事故に遭われている子供たちがいます。本当に気の毒なことであります。

そこで、質問したいと思うんですが、中島村の中にこども避難の家が設置されております。その現況についてお尋ねします。

1つ目、こども避難の家の件数。これは小室議員も昨年6月に質問しました。その後変わりあるのかどうかを確認したいと思います。

2点目、今まで避難の家に駆け込んだ事例及び件数があつたらば教えていただきたいと思います。

3点目、こども避難の家が機能されているか、例えば、避難の家に指定しているものの、日中誰もいないなどの家はないかということも含めてよろしくお願いします。

4点目、もし、機能されていない家などがありましたら、その件数を教えていただきたいと思います。

最後に、5点目なんですが、最近の見直しはいつなされたのかお聞きします。

以上、5点の質問に対してお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） それでは、通告に基づきまして、小林 均議員のご質問にお答えします。

本村の農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、中長期的かつ継続的な発展を有する、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保し、このような農業経営が農業生産の相当の部分を担当構造にしていくことが重要かと思えます。

しかしながら、農業就業者が年々高齢化しており、本村においても近い将来高齢農業者が増加し、農業後継者を確保することが課題となってきます。

次世代を担う意欲ある青年層の新規就農者を対象に、担い手の育成・確保に向けた取り組みを視野に入れ、村の基幹産業である農業がますます発展を遂げるように推進していきたいと考えております。

さて、ご質問の中島村の農業従事者数、農家戸数及び戸数割合についてでございますが、村内就業者数は540人、農家戸数は435戸、就業者割合は19.6%、戸数割合は38%となっています。

次に、農業従事者の年代別人口ですが、10代から40代の従事者は低く、50代から80代が多くなっており、中でも60代から70代の従事者が61%と大半を占めており、男女の割合はおおむね半々となっております。

次に、中島村で実施している農業者に対しての支援事業にはどのようなものがあるのか、また状況についてですが、米の需給バランスと水田農業の所得向上などの経営所得安定対策として、水田利活用促進事業や水田活用の直接支払交付金事業があり、延べ161.4ヘクタールが対象となっています。

農作物の風評被害対策として、福島県営農再開事業や米の全袋検査事業、ブランドイメージ回復支援事業があり、カリ肥料は約2,500袋を配布し、4,600点の全袋検査を実施しました。

また、農業・農村の有する多面的機能の維持や地域資源保持のための多面的機能支払交付金事業に8組織が取り組み、新規就農者の収容率意欲の喚起と就農後の定着を図るため、農業次世代人材投資事業には3組が取り組んでいます。

このほかにも、産業振興に係る国・県等の認定を受けた事業に、上乗せ助成する中島村産業振興事業等補助金、自己研鑽のための必要経費を助成する人材育成事業、優良牛の導入資金の貸し付けを行う優良牛導入資金貸付事業、融資機関が貸し付ける資金の利子を補給する自立経営農家育成資金利子補給事業など、各種事業に取り組んでおります。

○議長（藤田利春君） 教育長、面川三雄君。

〔教育長 面川三雄君 登壇〕

○教育長（面川三雄君） 皆様、おはようございます。

それでは通告に基づきまして、3番、小林 均議員のご質問にお答えいたします。

こども避難の家とは、子供のための緊急避難所設置の取り組み及びその取り組みによって設置された避難所のことであり、子供110番の家とも呼ばれたりしています。

この設置の背景は、平成9年に兵庫県神戸市において児童が巻き込まれた悲惨な事件を契機として、全国的に子供たちの安全を守る組織づくりという機運が高まったことが大きいと聞いております。

本村でも滑津小学校、吉子川小学校それぞれに設置しているものであります。

それでは、本村の実態等について質問順にお答えいたします。

まず1点目の、こども避難の家の件数ですが、滑津小学校では27件、吉子川小学校では23件を指定しており、この数は昨年の6月議会での通学時の安全対策についての一般質問の際にお答えした件数と変更はございません。

次に2点目の、今までこども避難の家に駆け込んだ実例及び件数であります、滑津小学校、吉子川小学校ともにそういった報告はございません。

3点目の、こども避難の家は機能しているかというご質問についてであります、こども避難の家として承諾してもらう条件として、もしもの場合に必ず誰かが在宅して駆け込みを受け入れるということを条件にしているわけではありません。事業所であれば営業日、営業時間の範囲内で、個人宅であれば日常生活の範囲内で受け入れてもらえるようお願いしています。そういった観点から、現在指定しているこども避難の家は全て機能していると認識しております。

同様の理由により、4点目のご質問である機能してない避難の家の件数についてはゼロと認識しております。

もし、今後、継続が困難である等の情報があつた場合には、依頼主に確認したり、PTAの補導部会等で協議をしていきたいと考えております。

5点目の、最近の見直しはいつかというご質問についてであります、滑津小学校につきましては、平成29年度に閉店した商店1件を外しております。吉子川小学校におきましては、平成30年12月に高齢を理由に避難の家をやめたいという申し出と同時に、かわりに引き受けてもらえる近隣の家の紹介があり、本年4月より変更しております。

なお、これも昨年の一般質問の際にもお答えしましたが、私ども教育委員会としましては、事件・事故はいつでも何が起きるかわからない、しかし起きてしまってからでは遅いという危機感を常に持ち、保護者はもちろんのこと、児童館を含めた幼稚園、小・中学校と連携を密にし、今後とも子供たちの安全確保に万全を期してまいりたいと考えております。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） それでは、再質問のほうに移ってきたいと思います。

まず、農業後継者問題についてなんですが、世代別人口をですね、今、村長のほうからもある程度教えていただきましたが、世代別に見ても60代、70代、80代と圧倒的に団塊の世代が就農人口の中心になっております。このままでいくと、10年後はさらに就農者の平均年齢が上がり、就農人口も減少してくるものと思われます。

そして、遊休農地も、そういったものも増加するというようなことになり、農家所得も減り、村税も減少していくということになるかもしれません。現実にはですね、私の地域のところにもあるんですが、今年から水田の遊休農地が何件か見られるような状況があります。そういったことを踏まえて、村長は活気あふれる就農人口を増やすためにはどんなことをやればいいのかということをお尋ねしたいと思います。

大変難しい問題ではありますが、何か考えがありましたらお答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 本村の基幹産業、農業でありますけれども、これをやはり活気ある産業として継続、持続するためにはですね、やはり次世代を担っていただけるような若い就農者を発掘しなくてはいけないということで、村としましては現在、次世代人材育成事業ということで新規就農者に対する支援事業等も行っております。

なかなか次の世代に受け継ぐというのは難しいところもありますが、現在のところ、やはり中島村においては60代の方々が中心になってやっております。50代、60代の方が中心になっておりますけれども、現在のところですね、ある程度所得も確保できているということで、新規就農者に農地の集約というのは段階的ではありますが、進んでおりますけれども、一気に進まないというのは、やはり現在就農されている経営体の人たちは、ある程度の所得を確保できているということで、なかなか土地の流動化が進まないところもあるんだろうと思っております。

しかし、これいずれやはり高齢化になってきますので、就農できなくなる年代が来ます。そのときに受け入れる受け皿として、若い新規就農者の方々が大きく成長しなくてはいけないということで、村としましては、そういった若い方々を中心にですね、今後支援していきたいと思っております。

また、前の議会でもお話ししましたが、やはり今、日本全体が労働者が不足しております。勤労者が不足しております。外国人の労働者も農業に関しては単純労働者として認めると、労働者として認めるというような国の法律改正もありますので、そういった人たちを利用しながらも経営をやっていくというのも一つの方法かなと思っております。

いろんな面で、いろんなチャンネルを開きながらですね、村としましては、この農業を守っていきたくて考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） ありがとうございます。

そうですね、大変これ難しい問題だと思います。10年後のお話を私はしているわけなんです、今の若い世

代がそのまま今後もですね、就労していけるというふうなことであればいいと思うんですが、なかなかそういった思いどおりにもいかない部分もあるかと思うんですが、そこで私も考えてみたわけなんです、あくまでも例として挙げてみたいと思いますが、ちょっと話を聞いていただければと思います。

まず私は、1点目なんです、企業の参入を図っていただいて農業会社の設立、例えばイオンの農場を企業が農業会社をつくり、イオンの農場みたいに企業が農業会社をつくっていただき、地元の若手農業者を正社員として雇っていただいて就農人口を増やしていくとか。

2点目は、若手農業者が共同で農業を行いたいといったときに補助金を与えるといった支援を行うと、そうすることによって、1人で農業をするよりも複数人で農業を営むということによって活気があふれてくるんじゃないかというふうに思っているわけなんです。

3点目は、認定農業者に対する手厚い保護、そのほかそういった補助金を与える、補助を行うというようなことをすれば、魅力あふれる支援が村独自でつくられれば活気あふれる農業者が増えていくんじゃないかというふうに思うんですが、村長、いかがでございましょうか。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） いろいろな方法があると思いますけれども、それも選択肢の一つだと思っております。

企業の参入についても、これは何ら村としましては拒むものではありませんし、やはり立派に経営をしていただけるような企業が来、かつ本村の農業が活気づけば、それにこしたことはないと思っておりますし、また新規就農者、認定農業者に対する補助についても、やはり一定の範囲内で村としましても支援していきたいと考えております。

先ほども申し上げましたように、今、経営をされて立派に所得を上げておられる方、50代、60代の方がやめるときにうまく別な組織に、法人か、あるいは個人でも構いません。法人化された会社でも構いません。うまくソフトランディングできるような体制にもっていかないと、やはり遊休農地が出たり、あるいは農地が荒廃したり、あるいは、例えば会社が来たけれども、会社が辞めてしまったというときにどういう体制がとれるのかということも考えなくてはいいけません。やはり会社というのは儲からなければその組織を、会社を辞めてしまうと、撤退するというようなこともありますので、その辺を見きわめながら、村としましてはこの農業を維持継続できるように注視していきたいなと思っております。

小林議員が申されるように、いろいろな方法があると思います。やはりその選択は村だけじゃなくて、地域に住んでいる方々も一緒に考えながら進まなくてはいけないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） ありがとうございます。

長い目でこれからもいろんな方向で考えて、農業に対するこれからの課題をみんなで一緒になって考えていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

次に、避難の家についての再質問なんです、子ども避難の家に関しては、先ほど避難の家として機能していないというようなことで報告がありました。確かに避難の家として機能しているのは現実であると思います。

しかし、一部の村民からは機能していない家もあるということも伺っております。

例えば、昔の通学路に避難の家がある。指定した家には日中高齢者しかいなくて、子供を保護できない。しかし、その家の目の前には毎日営業している商店があります。それにもかかわらず、そこは避難の家に選定されていないといった場所もあります。ちょっと現状にそぐわないような気が私にはしますが、避難の家として選定している基準はどういうところなのか教えていただければと思います。

○村長（加藤幸一君） 教育長、面川三雄君。

〔教育長 面川三雄君 登壇〕

○教育長（面川三雄君） ただいまの小林議員さんの質問についてお答えいたします。

避難の家に指定しているということについては学校とPTAが協議をしていただいて、こどもの家として承諾してもらえるところでお願いしているわけでありまして、先ほど話をしましたとおり、常にいるのではなくて、事業所であれば営業日、営業時間の範囲内で、個人宅であれば日常生活の範囲内で受け入れてもらえるよう、そういうところをお願いしているのでありまして、今ほどありましたとおり、そういうところの営業しているところがあれば、再度学校のほうと協議しまして検討してもらおうようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） 現状をよく踏まえて、今、教育長がこれからそういった場所もちゃんと検討に入れて対応していきたいというようなことなんですが、大変わかりました。よろしく願いたいというふうに思います。

4日前に皆さんも新聞で見たと思うんですが、石川で女子の児童が朝登校時のときに腕をつかまれて連れ去られようとした事件が起きたばかりですね。そういった事件も郡山等にもあったというような話を聞いております。本当に中島村でもそういった事件がいつ起こるかわからないというようなことですので、子供たちが危険を感じたらば、とにかく人のいる家に逃げ込むしかないわけでありまして。

避難の家は必ず誰かがいるから、そこに逃げ込みなさいとして指定するものだとは私は思います。

子供たちはそこに行けば誰か大人の方がいると信じてその家に行くわけでありまして、必ずそうした家を避難の家として指定していただきたいと思います。

また、学校に任せるばかりでなくて、地域の人たちの意見も聞いて、例えば交通安全協会、防犯協会などの方と連携しながら子供のよりよい安全対策を検討していただきたいというふうに私は思います。

そういったことを願ひまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（藤田利春君） 以上で、3番、小林 均君の質問は終わります。

◇ 椎 名 康 夫 君

○議長（藤田利春君） 次に、1番、椎名康夫君の質問を許します。

1 番、椎名康夫君。

〔1 番 椎名康夫君 登壇〕

○1 番（椎名康夫君） おはようございます。

通告に従いまして、質問いたします。

平成30年12月定例会において中島村公共施設等整備基金条例が可決されました。公共施設等の計画的な整備及び維持補修等に要する資金を積み立てるものです。大変重要な制度であろうと思います。しかし、それに対して村の公共施設の築年数は余りにも経過しているものが多数あります。

昭和38年築の役場庁舎を初め、吉子川小学校、昭和40年、滑津小学校、昭和41年に第一期工事が完了しています。中学校は昭和54年に新校舎が完成しています。それ以外にも農林環境改善センターが昭和55年、中島村体育センターが昭和62年と続いております。両小学校より後に建てられた幼稚園、中央公民館は既に新築されて村民に大いに喜ばれています。大震災前後に耐震補強工事が施されましたが、それによって建物の耐用年数はどの程度延びたものなのでしょうか。ほぼ同時期に建てられた両方の小学校の改築時期も同じごろにやってくると思います。

近い将来の人口減少、少子化は確実に進行しています。そのときにおいて2校の改築存続は村財政の大きな負担になるはずで。統合という方法も考えられますが、村としての方針はどうかお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 教育長、面川三雄君。

〔教育長 面川三雄君 登壇〕

○教育長（面川三雄君） それでは、通告に基づきまして、1 番、椎名康夫議員のご質問にお答えいたします。

吉子川小学校南校舎は昭和40年に、滑津小学校の鉄筋校舎第1期分につきましては翌年の昭和41年に完成し、それぞれ建築から50年以上が経過しております。

その後、昭和45年には滑津小学校の鉄筋校舎第2期分が完成、昭和46年には吉子川小学校北校舎が完成しております。

そして、平成8年には滑津小学校、平成16年には吉子川小学校北校舎、平成24年には吉子川小学校南校舎の耐震補強工事をそれぞれ実施しております。

ご質問の耐震補強工事の施工により、その建物の耐用年数はどの程度延びたのかということですが、耐震補強工事の目的は震度6強程度の地震が発生しても、その建物が耐えられるような補強をするものであり、それだけの施工で建物そのものの長寿命化等を図るものではありません。

通常、鉄筋コンクリートづくりの建物の耐用年数は60年と言われておりますが、これはあくまで目安であり、それ以上経過している建物も全国にはたくさんあることも事実です。そのような理由により、どの程度延びたというお答えは難しいということをご理解いただきたいと思います。

本村の両小学校につきましては、今後とも適宜維持補修工事等を実施しながら使用していく考えであります。

椎名議員のおっしゃるように、今後の人口減少、少子化は本村のみならず国全体として避けては通れない問題ですが、現在本村では保育所保育料、幼稚園保育料及び給食費の無料化や、今年度は原山地区に宅地

分譲を計画しております。このような施策を実施し、人の集まる子供を育てたい村づくりを展開中でありますので、現在のところ小学校の統合は考えておりません。

○議長（藤田利春君） 1 番、椎名康夫君。

○1 番（椎名康夫君） 教育長さんにお答えいただきました。村長の答弁を求めたつもりだったんですけれども、職掌は教育長の権限ということなんです。わかりました。

私は保護者からですね、今年度、滑津小学校、吉子川小学校ともに19名入校しまして、2年続けて両方とも小学校減っています。特に滑津小学校は32人が19人と、13人減っています。それで、保護者としては子供の減っていくことによって、学校そのものが一緒にされてしまうのではという心配がまず第1点であります。

確かに、滑津小学校は元村、善通寺、吉子川小学校は川原田の来迎寺を明治7年に仮校舎としてスタートした、144年の歴史ある学校でございますので、その伝統は皆さん本当に重く受けとめていると思います。

保護者としては生徒の減少は心配ですけれども、私はここで言いたいのは基金積立もありますので、建物の寿命に関して懸念しております。

先ほど教育長は、おおむね60年、耐用年数とおっしゃいましたけれども、法定耐用年数は、1998年、財務省の税制改正によって鉄筋コンクリートづくりは50年と私の調べたインターネットの中でそのように載ってまして、マンション等の住居は47年とかなりちょっと誤差がありますけれども、これは財務省の徴税関係、減価償却で資産価値がなくなるのをそれぞれ50年と見たか、60年と見たかの差があると思いますけれども、とにかく耐用年数はほぼ50年にすればもう過ぎています。53年、54年、60年にしても間もなく耐用年数やってきます。そのときにどこまで村で建物を改築するのか、手入れするのか。何せ子供たちが常にいる所ですので、補修補修と繰り返して、何かあったらそのようなことは絶対許せません。確かにメンテナンスを続ければ10年、20年延ばせますけれども、教育のよりよい環境を整えるためには改築、間もなくやってくると思います。

ただいまの教育長の説明では、本村は無償化、無料化、幼稚園、保育所とやってますんで、いろいろ予算もかかると思いますけれども、それはそれで理解できます。それで、先ほどまとめにあったんですけれども、教育長、補修しながらやると言っていますけれども、建物の寿命診断とか健康診断というのを業者があるわけですから、そのようなことはどの程度診断等されているんでしょうか、お願いしているんでしょうか。やっていけば、それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤田利春君） 暫時休議願います。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時57分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

学校教育課長。

〔学校教育課長兼生涯学習課長 矢吹勝人君 登壇〕

○学校教育課長兼生涯学習課長（矢吹勝人君） ただいまのご質問にお答えします。

法に基づいた診断、いわゆる建築基準法に定められた診断につきましては、免責にもよってなんですけれども、うちのほうで基準法によって実施しなければならない校舎、滑津小学校・中学校については毎年やっております。

それで、その診断で、例えば何年もつとかというまではないんですけれども、どういう所に不備がないかどうかというか、そういう定期的な報告は行っております。

以上です。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） ただいまご質問の中のどのぐらいもつのかというような内容でございますが、昨年12月に中島村公共施設等整備基金を条例で設置させていただきました。今年度につきましては、公共施設の耐用年数であったりとか、あと、今後何年後に改修が必要であるとか、建て替えがどのぐらいの時期になると必要なかというような詳細な計画につきまして、本年度作成予定でございます。この業務につきましてはもう発注しましたので、今年度末に計画ができ上がってくると思います。その中で、今後それに基づいて施設の修繕なり、建て替えなりを検討していきたいというようなことで考えております。

○議長（藤田利春君） 1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） ただいま両課長から説明を受けまして、本年度から計画を策定するということで、ここではっきり何年もつなんていうのは誰もわかりません。それは仕方ないことでございます。ただ、村の方針として統合するかしないか、そのようなことをお聞きできましたので、それはそれで保護者の皆さんの不安を取り除くのには十分かと思います。今のままの存続、皆さん、それでほっとするのではないかなとは思っております。

なお、そういうような保護者の心配を取り除いていただいて、よりよい教育環境を整えてやってほしいと思います。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田利春君） 以上で、1番、椎名康夫君の質問は終わります。

◇ 小 松 公 雄 君

○議長（藤田利春君） 次に、5番、小松公雄君の質問を許します。

5番、小松公雄君。

〔5番 小松公雄君 登壇〕

○5番（小松公雄君） おはようございます。

では、通告に従いまして、質問させていただきます。

温泉利用のための送迎バス運行についてでございます。

1年前の定例議会で質問させていただいた後期高齢者のための温泉パスポート利用するために、無料送迎バ

スを出してはどうかという提案をさせていただきました。そのときの村長の答弁でデマンド交通システムの中でできないか検討する旨の回答いただきました。その後どうなったのかをお伺いします。

例えば、一番遠い松崎の人がデマンド交通を利用した場合、現在は往復で400円かかります。温泉を利用しようと思うと、パスポートがあっても400円かかっている状況であります。

そこで、何とか無料送迎を出していただけないか、あるいはデマンド交通を負担なしで利用できないかを再度お伺いします。よろしくお願いします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） それでは、通告に基づきまして、小松公雄議員のご質問にお答えします。

昨年6月定例会において、デマンド交通システムの中で無料の運送手段ができるかどうか検討してまいりたいと回答したところであります。

本年度も福祉事業の一環として温泉利用券の配布や無料パスポートの交付を行い、福祉センターの温泉施設の利用促進と村民の健康維持に努めているところです。温泉利用とデマンドバスの運行について、調査検討してきたところであります。

昨年の温泉無料券の利用状況ですが、温泉無料券5,460枚を発行し、45%に当たる2,451枚が、また75歳以上対象とした無料パスポートについては、約40%に当たる307名の方が登録し利用されております。その際、デマンド交通を利用して温泉を利用した方は月平均33人、1日当たりにしますと約1.1人となっており、自家用車での利用が多いことがうかがえます。

デマンド交通の運行形態ですが、マイクロバスについては高校生及び幼稚園児の送迎、小学校から児童クラブまでの運行とスケジュールにあきがない状態となっています。また、ワゴン車については通院や買い物、温泉利用など一般客の予約に対応することから、現体制で温泉送迎運行に振り向けることは難しい状況にあると考えられます。

以上のことから、高齢者の温泉利用や無料バス運行時の利用の有無等の調査を実施し、デマンドバスの運行及びその体制など、運行事業者とともに協議し、実施の有無について、さらに検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 前回も申し上げましたが、せっかくの行政サービス、後期高齢者のための温泉無料パスポートをより実効性の高いものにしていく、あるいは公平に公正に利用していただく、遠い人も、あるいは足の確保のできない人たち、その人たちにもやっぱり利用してもらう施策が必要だろうと思っています。

ですから、確かに難しいのもわかるし、お金もかかります。でも、利用したくても利用できない人たちがたくさんいるということもやっぱり考えていかなきゃならないだろうと思っています。これはもうやろうと思えばできる話だと思うんですよ。要はバスを雇えばいいわけで、週に1回でも。

例えば、実施時期を決めて逆算していつて進めていくというように、やらない理由を考えるんじゃなくて、やるためにどうするかを考えいべきだろうと思っています。

もう一つは、まずやってみて、それでやったけれども利用者が少ないと、それはもちろん周知を徹底した上

ですけれども、1年間やったけれども、利用者が少なくて費用対効果が悪いとか、コストパフォーマンスが悪いとかというんならわかります、一度やってみて。でも、やらずに、そのやらないための理由だけを聞かされているような気がします。

そんなことで、ぜひ、強い意志でやるべく、必ずやるんだというような強い気持ちでぜひ進めていただければと思います。

村長、もう1回答弁をお願いします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） ただいま小松議員から強い要望ということでありますので、村としまして、やはりサービスの公平な提供ということも考えますと、できるだけというか、そういった不公平感が出ないような対応をできればということで慎重に検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） ぜひ、実行する方向で進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤田利春君） 以上で、5番、小松公雄君の質問は終わります。

これで一般質問を終了します。

お諮りいたします。ここで11時20分まで休議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、11時20分まで休議いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第2、議案第21号 中島村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） 10ページの議案第21号の中島村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する

条例の中の中ほどですが、第3項、前項の規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、村長が規則で定めるというふうになっております。

それで、文言的には悪くないのかなというふうに思って、他町村等もちょっと調べた結果、今回ある程度条例に上げている町村が多いのかなというふうにと思いますが、近隣町村では白河市、須賀川市がこの文言についても条例化しておりまして、その中身を見ると、前項の規定するもののほか、同項に規定するという文言が前に入っております。

ついては、うちのほうのこの条例、正規の勤務時間以外の時間における勤務について、それぞれ8条の1、2というふうになっておりますが、第2項の中に一番下のほうなんです、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができるというふうに書かれております。その要綱を見てみると、白河市とか須賀川市同様にですね、同項に規定するという文言も入っていないではないかというふうな考えをちょっと持ったものですから、その辺のところを検討したのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（藤田利春君） 暫時休議いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、条例につきましては、各市町村でさまざまな言い方、引用があるとは思いますが。本村のこの条例の解説において重要な条例として意義が通じるということで問題ないということで考えておりますので、今回このような改正をお願いしたものでございます。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） 法的に問題がないということでございますので、その質問はしません。

今後ともいろんな専門的な法規関係の業者、そして近隣町村、政務に詳しい方々等も含めて勉強させていただいて、今後とも条例の提出をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第3、議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第4、議案第23号 中島村税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第23号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第5、議案第24号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） それでは、お聞きします。

第14条、災害援護資金という項目ありますけれども、これらは具体的にどのような例を指すのでしょうか。

災害の種類とか建物改築とかいろいろあると思いますけれども、お聞かせください。お願いします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

第14条、保証人及び利率について、こう述べております。

この14条につきましては、第8次地方分権一括法による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正で、市町村の政策判断により低い利率、被災者ニーズに応じた貸し付けができる改正により、そのためこのたびの14条で利率だったり、保証人のことを述べて改正します。

これらにつきまして、災害援護資金というものにつきましては最近、最近と言ったらちょっと変ですけど

も、東日本大震災のような大災害が起きて国が激甚と認めた震災につきましては、資金を貸し付けするという部分がその災害援護資金のことでございます。

詳しい対象になるものにつきましては、13条で述べられております。住宅の半壊、全壊であったり、家財の損失だったり、それぞれ金額が上限定められているものです。資金の貸し付けの償還期間とかも決められているようなところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） 基本的には、激甚災害等の大きな災害にのみ適用されると、そういうことですね。

はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（藤田利春君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

次回会議は6月12日午前10時に開会しますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時32分

第 2 回 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和元年第2回中島村議会定例会

議 事 日 程 (第3号)

令和元年6月12日(水) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第25号 中島村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第26号 中島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第27号 中島村介護保険条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第28号 中島村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第29号 中島村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第30号 令和元年度中島村一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第31号 令和元年度中島村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第32号 令和元年度中島村簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第33号 令和元年度中島村土地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第34号 令和元年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第35号 令和元年度中島村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 請願・陳情審査の報告(陳情第5号から陳情第7号まで)
- 日程第13 陳情第 5号 「令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第14 陳情第 6号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める陳情書
- 日程第15 陳情第 7号 「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める陳情書
(追加)
- 日程第 1 議案の上程 提案理由の説明(発委第2号から同意第3号まで)
- 日程第 2 発委第 2号 「令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」について
- 日程第 3 発委第 3号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書について
- 日程第 4 同意第 3号 中島村副村長の選任について
- 日程第 5 閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

出席議員(8名)

1番	椎	名	康	夫	君	2番	小	室	重	克	君
3番	小	林		均	君	4番	小	室	辰	雄	君
5番	小	松	公	雄	君	6番	鈴	木	新	平	君

7番 木村 秋夫 君

8番 藤田 利春 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村 長	加 藤 幸 一 君	副 村 長	小 針 英 希 君
教 育 長	面 川 三 雄 君	総 務 課 長	木 村 修 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	久 保 田 利 男 君	住 民 生 活 課 長	小 林 隆 君
建 設 課 長	齋 藤 満 君	保 健 福 祉 課 長	藤 田 幸 江 君
学 校 教 育 課 長 兼 生 涯 学 習 課 長	矢 吹 勝 人 君	企 画 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	本 間 俊 一 君

職務のため出席した者の職・氏名

事 務 局 長	相 楽 高 徳	書 記	真 船 優
---------	---------	-----	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田利春君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第1、議案第25号 中島村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第2、議案第26号 中島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第3、議案第27号 中島村介護保険条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第4、議案第28号 中島村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第5、議案第29号 中島村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第29号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第6、議案第30号 令和元年度中島村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） おはようございます。

ページ数で、まずは8ページ。8ページの総務管理費の中の旅費ですね、51万6,000円。あとは同じくして17ページですか、教育費の中の同じく旅費、100万何がありますね。この内容について説明をお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） おはようございます。

それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

8ページ、総務管理費、一般管理費、普通旅費51万6,000円を増額補正をお願いしているものでございますが、昨年11月末から約1カ月、アフリカのルワンダで幼稚園の先生をしている方がNPO法人ルワンダの教育を考える会の支援を受けまして、本村幼稚園で研修を受け、帰国したところでございます。

その後、彼女につきましては、現地で、日本での幼稚園の研修で取得したスキルを他の先生方に指導する役割を担う指導者として、現地で活躍しているというようなことで聞いております。

このたび、NPO法人ルワンダの教育を考える会より、中島幼稚園で研修を受けた研修生の研修成果や、教員への指導のあり方等、より充実した教育活動を推進したいとの思いから、村長、教育長、幼稚園長に、ぜひルワンダに来ていただきたいというようなことが依頼を受けました。まず、総務費につきましては、村長分のルワンダへの旅費を補正をお願いするものでございます。

なお、17ページの教育総務費における旅費につきましては、教育長と幼稚園長の旅費を計上しているところでございます。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） ルワンダに参ると、そういうことですよ。昨年というか、暮れに1カ月ほど滞在して、中島の幼稚園でいろんな教わったと、それはわかります。ただ、はっきり言うと、何のためにあそこまで行くんですか。まず、その目的を教えてください。

○議長（藤田利春君） 教育長、面川三雄君。

〔教育長 面川三雄君 登壇〕

○教育長（面川三雄君） ただいまの小室議員さんの質問についてお答えいたします。

教育指導の依頼の経過につきましては、今、木村課長のほうから話があったとおりのほうで、村長、教育長、園長に依頼がありました。それを受けまして、今回、ルワンダへの指導に赴くための補正予算を計上したわけでありまして、つまり、プロッシー先生が幼稚園に来ました。そして、その中で、ルワンダというのは過去に大量虐殺がありまして、平和というものを大切にプロッシー先生は考えて、平和な世界、平和な社会を築くためには、小さいときからの教育、つまり幼児教育を大事にしていきたいという、そういう思いがあつて、中島村のほうに縁があつて研修に来たわけでありまして。

その中で、言葉が通じない面もありましたが、細かなところまで理解できない部分はありません。しかし、プロッシー先生は、自分なりに学んだことを生かそうと、ウムチョムイーザ学園で戻ったときに幼稚園の責任者となり、中島で習得したスキルを周りの先生方に広めようというふうに努力をしているところでもあります。

そして、今回縁があつて受け入れましたけれども、幼稚園児の交流、それも大変効果があつたと思います。そして、滑津小学校、吉子川小学校にも行って、プロッシー先生の話聞くことによって、平和というもの、食というものについて、子供たちは学ぶことができました。また、幼稚園の先生方も言葉の壁はありませんけれども、プロッシー先生を中島の幼稚園で受け入れるというために、幼稚園教育を理解してもらおうということで、職員が一致になって取り組んだところもあります。

日本で学んだ幼児教育をプロッシー先生が、ルワンダで虐殺があつた国の再興を考えて、ウムチョムイーザ学園として平和ということを考えさせて、平和な社会を築く人材育成のために幼稚園教育を大事にしていきたいという思いがあります。そこで、いろいろ学んだことに対して、教育の大切さをプロッシー先生は考えておりますので、質問があれば、さらにその思いに応えて、よりよい教育を目指していきたいというふうに考えております。

また、中島として、ルワンダとして、お互いに次のステップに進むためにも、視察ということを通して、より現地の教育というものを理解することによって、次のステップに行くのではないのかなというふうに考えております。

プロッシー先生が来たことによって、いろいろなことを子供たちが学ぶことができました。その一生懸命やるプロッシー先生の姿、そして、マリールイズさんがルワンダの教育を考えたときに、やっぱり大事ななという、そして、日本の教育はよかったな、そういう思いを持って帰ったものですから、いろいろな取り組みに対して指導できる部分があれば、さらにルワンダの教育はよくなって、さらに子供たちが平和というものを考えて、ルワンダの国を築いていくのではないのかなと思います。そういう一助になればと思って、今回計上させていただきました。

以上です。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） 言っていることはわかりますよ。

ただ、教育だ、平和だと言ったって、現実の問題として、ルワンダってどこにありますかね。台湾とか中国とか、その辺じゃないですよ。南アフリカまで行って、そこまでの必要があるのかと。今後、向こうのいろんなつながりを持とうとしても、現実の問題として、実際子供らは行ったり来たりはできないと思いますよ。そうやって考えた場合に、教育を向こうへ行行って指導とかいろんな話ありますけれども、現実の問題として、中身、中4日で何が指導できるんですか。はっきり言って。

こういうところを考えた場合に、実際は、向こうから依頼という形で来ていますよね。それを、こっちで旅費を持ってまで行かなくちゃならない必要があるのかなと。絶対だめだとは言いませんよ。ただ、私はもう少し考える余地があってもいいのかなと。向こうまで行って、実際、中島村としての何かメリットありますか。はっきり言って。こんなものあるのかなとか。見る限りで、私が見た中では、私としては、もう少し考える余地があってもいいんじゃないかなと。実際、向こうに帰って教育したと言ったって、暮れですよ、暮れに行行って戻ってきて、まだ幾らもならないわけだ。そこで、その成果を見ろと言ったって、実際その成果はわかりますか。もう一度その辺、もう少し詳しくお話ししてもらえますか。

○議長（藤田利春君） 教育長、面川三雄君。

〔教育長 面川三雄君 登壇〕

○教育長（面川三雄君） ただいまの再質問にお答えいたします。

中島でのメリットということでもありますけれども、まず、子供たちが、要するにブロッシー先生が来たことによって、やっぱり今話されたように、ルワンダというところがどういうところで、どんな生活をしているのかというところを知る機会になったわけでもあります。

そして、そのことによって、先ほどお話ししましたように、平和ということ、そして食ということ、そういうものを、ブロッシー先生が虐殺というところを経験をして育っている中で、そういうものを得て、教育の大切さを感じた部分でもあります。

そして、日本の幼児教育を1カ月通して学んで、子供たちの、要するに日本では週計画とか教材の工夫とか、いろいろなものをして取り組んでおりました。そして、放課後には先生方も研修をして、話をしながら進めているという、そういう姿を、ルワンダに戻ったときに、今度は立場が一教諭から先生方をまとめるための、そういう責任者になりました。そして、そういう思いを、それぞれの幼稚園の先生方に伝えようと努力している話を聞きました。そうすることによって、そこから多くのことがルワンダの教育の幼児教育が発生していくのではないのかなというふうに思っております。その一助になればというふうに思っていると同時に、また、ルワンダにブロッシー先生がいることによって、今はいろいろなことで、スワップとかいろいろな放送を通して現状を理解することもできるのではないのかなというふうに思います。

ですから、いろいろな意味において、交流を通して、さらにルワンダとの関係について築くことによって、また、ほかの研修生が受けることがあるかもしれません。その際にも、いろいろな状況を理解することができるのではないのかなというふうに思っております。やっぱり、中島としても受け入れたときの対応のあり方と

か、そして、向こうに帰ったときにどんなところが本人が悩んでいるのか、そういうことを行くことによって、または向こうの質問によって、または向こうの先生方の質問によって、さらによりよい教育ができるのではないのかなと、そういうものでお互いに次のステップに行くための大事なものになるのではないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 小室辰雄議員の質問でありますけれども、果たしてどういう効果があるんだと、メリットがあるんだというような話でありますけれども、11月の末から1カ月受け入れただけでも、中島村にとってはすばらしい効果があったと思っております。というのは、議員の先生方もプロッシーが来ているというお話は聞いていたと思うんですが、その中で見ていただければ、あるいは議案調査の中でしていただければ、議員活動の中で調査をしていただければ、あの効果というのは絶大なものがあったと私は思っております。

やはり、子供たちの国際理解教育、それから、先生方の一致団結した指導体制をとろうというそのまとまり、あるいは滑津小学校で、本来は幼稚園にきた先生でありますけれども、滑津小学校に何度も呼ばれて、平和教育に対するお話をしたりということで、非常に効果があったんじゃないかと思っております。

そうしたことも含めて、NPO法人のルワンダの教育を考える会、マリールイズさんでありますけれども、代表を務めていますけれども、やはり彼女の考えというのは一貫して、やっぱり子供たちの平和教育というのは小さいときからやっていかないと国が成り立たないんだと。仮にもう少し教育のレベルが上がっていったなら、あの虐殺はなかっただろうと言われております。そうしたことで、やはり幼児教育に対する思い入れというのは非常に強いところがあります。やはりそういった現場を見てみるというのも、私たちにとっては非常に大事なかなと思って、今回こういった計画を立て、予算を計上したわけであります。

究極的には、やはり日本と遠い国ではありますけれども、今、やはり地球というのはグローバル化しております。遠いから交流できないとか、そういうことじゃなくて、やはり行く価値があるところには、やはりどこでも行くというのが本来のこれからの国際社会に対応できる人材育成かなと思っているわけであります。

中島村で中学生をマレーシアに派遣するためには、やはり非常に綿密な準備を経ました。教育長、それから学教課長、それに担当者ということで、下見に行き、大使館に行き、やはり現地を見て、これなら子供たちを派遣しても安全だというようなもとの思い切って修学旅行化したわけでありまして、やはりそれに至るまで、やはり父兄の中からもいろんな、心配だ、不安だというような声も聞かれました。しかし、実際やってみると、やはりそういったそのきちとした段階を踏んでやれば、父兄のほうからも非常に喜ばれておりますし、そういった効果が出つつあるのかなと思っております。

やはり、NPO法人ルワンダの教育を考える会のマリールイズさんは、自分で日本で講演とか、いろいろコーヒーを売ったりとか、そういうお金を自分でつくって向こうの学校を建てている。何の援助もない。自分の努力で向こうに学校を建てて子供たちを教育している。やっぱりそういったその現場を見てみるというのも、私たちにとっては非常に大事なかなと思っております。やはり手づくりの学校で手づくりの給食をやっているというところも、私たちはまだ今まで経験したことのないことであります。やっぱり現地でそういったその

活動している姿というのを見るのも、私たちにとっては非常に大事なかなと思っております。

また、昨年の12月にルワンダにあります日本大使館の宮下大使も郡山においでになって、いろいろとお話を聞きました。やはり、ルワンダというのをインターネットで検索すると、虐殺という言葉が一番最初に出てくると。しかし、今、ルワンダはそういう時代ではないと。もう非常に発展して安全な国だ。海外渡航情報の安全情報の中でもレベル1ということで、まさにマレーシアと全く同じ、中学生が行っているマレーシアと同じようなレベル1の安全な国だと。安全という意味ではないんですが、十分注意してください。これは日本でも同じだと思います。日本もまるっきり安全だというわけではない。日本もレベル1であります。

ですから、そういったことも含めて、その現状を見てみるというのは、遠い国ではありますけれども、今回行く価値があるのかなと思ってこういった事業を計上したわけでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） その平和とか何とかというのは、それは当然わかりますよね。あと、来たことによって、確かに子供らが世界観でいろいろつながったと、そういうことは十分理解しています。当然理解していますよ。

ただし、実際、それ現実を見なくたって、現実を見るんだったらネットだって見られるんじゃないの、はっきり言ったらば。お話もできるでしょう。今現在どうなっているんですよと。私らはこういうことで困っているんですよと。テレビでも何でも、電話もつながるわけだね。村長の言うグローバル、どこに行っただって地球の裏側までは話はできるわけだ。その時代にわざわざ結局片道2日もかけて行って、そこまで、これから先のことを考えて本当にいいのかなと。

実際、何かの機会があって中島で全然知らぬ他国の人とお話ししたということは、子供たちに対しては物すごくいいことですよ、それは。それはわかりますよ。

結局、1人にそれは50万何がしの費用がかかるわけだ。その場合にもう少し、まだまだかけるものがあるんじゃないのかなと。私の考えですよ。

確かに、行っているんなことを学ぶ、教えるのは大切なことですが、余りにも短期間で行って、ただ行ってただけで終わっちゃうんじゃないのかなと私はそう危惧しています。あとは、行って帰ってきてからのお話、貴重なきちんとした話を聞ければなどは思っていますけれども、その辺は、私の意見は、はっきり言って、実際何の効果があるのかなとは思っております。

以上で私の質問終わります。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 今の関連ですけれども、全く同意見で、アフリカの辺境の地まで行って、確かに今までのルイズ先生が来て教育現場で勉強して、村の子供たちへの影響も含めて効果が絶大だったのはわかります。だけれども、今、片道2日かけて、往復4日かけて、中身何日かわかりませんが、そこまでして行く必要があるのかどうか。

もう一つは、何といてもそこまで遠くに、確かにルワンダは民主化が進んで安定しています。でも、隣のコンゴだとか、まだまだ主導権争いで一触即発の状態です。それから食品だとか、あるいはエボラ出血熱が、それ病気だとか、やっぱり危惧する部分がいっぱいある。そんなところに招待状が来ましたから行きます、ど

うぞどうぞというわけには、個人的にはいかないですね、やっぱり。できれば思いとどまっていたきたいと今の段階では思っています。

次のステップと教育長おっしゃいましたけれども、次のステップとは具体的にどういうことなんですか。さっき次のステップに進みたいとおっしゃいましたよね。それ、具体的にどういうことなんですか、次のステップというのは。そこもちょっとお伺いします。

○議長（藤田利春君） 教育長、面川三雄君。

〔教育長 面川三雄君 登壇〕

○教育長（面川三雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

次のステップというのは、受け入れ側も、今度は受け入れた人もさらにによりよい研修をし、そして戻ったときに、また受け入れたときによい研修が進むためには、現状を理解することが大事なことはないのかなというふうに思います。今、話がありましたとおりに、いろんなことを調べることは、それはできるかもしれません。だけれども、現実、実際に現地を視察することによって、こういうふうな状況の中で教育が行われているんだということがわかるのではないのかなというふうに思います。

ですから、次、いろいろな研修が入るかもしれません。そのときに、受け入れる側もさらに研修者の身になって、研修者が望む研修というものを考えていけるようなものになるのではないのかなと思いますし、そういったことで、次のステップというさらにによりよいものを、グローバル化の時代に応じたそういう研修というものを考えていきたいなというふうに思っているところでもあります。

以上です。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 次のステップへということへの趣旨はわかりました。

今回ルワンダに行くことへのそこまでのリスクを、我々から考えると、負ってまで行くことなのかと思っています。ですから、議員としては賛成はできかねますし、8日間という長い期間かけていいものかどうかも含めて賛成しかねます。思いとどまっていたいただければと思っています。

以上です。

○議長（藤田利春君） その他質疑ありませんか。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） ただいま小松議員のほうから、リスクを冒してまでもというような話ありましたけれども、リスクの意味として、例えば感染症とかそういうことなんでしょうか。

感染症についてもこれはレベル1で、ルワンダは何ら問題ないということで、昨年までルワンダに入国する際にイエローカード、黄熱病のカードがないと、予防注射がないと入れないというようなことがありました。ただ、それは、感染地域から入国する際、例えば隣のコンゴとかですね、そういった、まだ黄熱病があるかわかりませんが、感染地だと言われている国からルワンダに入る場合は、そのイエローカードがないと入れないというようなことであります。ですから、ルワンダでは黄熱病はないということでもあります。感染国、あるいは感染国を経由してルワンダに入る場合はイエローカードが求められるけれども、日本のように黄熱病

がない、真つすぐルワンダに入るということであれば、何ら感染症の問題はないと。ですから、安全レベル、治安のレベルもレベル1ということ、それから感染症に関してもレベル1ということでもありますので、その辺は問題ないのかなと思っております。

やはりマレーシアに行くときも、話は違いますけれども、やはり何といっても保護者の方が心配したのは、東南アジアに行って大丈夫なのかいというような、食中毒とか、そういうこと大丈夫なのかいというような話ありましたけれども、これはやはり食中毒とかと日本でも起きますよね。ですから、そういったこと考えると、やっぱりそういったリスクというのは常にあるのかなと思いますけれども、それはやはり注意の中で行動すればある程度防げることでありますし、また、薬とかそういうので対応できると思います。

ですから、例えばエボラ出血熱とか、そういったその感染国でないところに行くわけでもありますので、そういったリスクはないのかなと考えております。

○議長（藤田利春君） 6番、鈴木新平君。

○6番（鈴木新平君） 昨日、このルワンダの教育を考える会というようなチラシをいただきました。そして、このルイズさんは日本に来たときには、中島村を教育現場の研修として来たんだか、福島県のNPO、それから日本のNPO、その辺の来た理由、中島村をメインで来たんだか、日本をメインで来たんだか、その辺は、ちょっとわかれば教えてもらいたい。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 今回、今回というか、昨年の11月から中島に研修に来たハテゲカ・ルイズ・プロッシーという彼女でありますけれども、彼女はNPO法人ルワンダの教育を考える会のマリールイズさんの会を通じて、ダイレクトに中島のほうに来ました。ですから、全国の勉強をするということじゃなくて、中島の幼稚園で研修をするという目的で来られました。

○議長（藤田利春君） 6番、鈴木新平君。

○6番（鈴木新平君） この文章のあれを見ますと、中島村をメインとして来たんじゃないくて、日本のNPOの法人のそういう組織の中に乗って、そして今、中島を一部に来たんだというような解釈を私はしたんですよね。ですから、中島村が、中島の幼稚園に来たから、やはりそれでその先生、その後の先生の教育の成果を見に行くというのは、ちょっとやっぱり私も、もっとNPOのほうでももう少し考えるべきだと思うんですよ。中島だけでなく他の学校にも行っているはずだから、その辺とも相談をしながら、今回はこれあくまでもあれなんでしょう、中島村だけの、この3名の方の招待、招待というか、旅費はこっちで出すんだけど、案内ということですか。そういう解釈でいいんですか。

○議長（藤田利春君） 教育長、面川三雄君。

〔教育長 面川三雄君 登壇〕

○教育長（面川三雄君） 案内については、今話しましたとおり、村長、教育長、園長ということで、3名ということで案内が来ております。

プロッシー先生は、福島がルワンダを考える会の本部がありますけれども、その中で福島市内の小学校のほうにも顔を出して、小学校の教育についても帰る際に状況を知って帰ったところでもあります。そういう点で、

日本の中でも中島というところ、そのところに重点を置いて研修をしたいというマリールイズさんの思いもありまして、ここに来たわけでありまして。11月から来ましたが、その前にも話があったわけなんです、そのときには日程的に合わないものですから待ってもらって、そして昨年の11月からということで日程を組んだところでもあります。ご理解ください。

○議長（藤田利春君） 6番、鈴木新平君。

○6番（鈴木新平君） 小室議員も小松議員も言ったんですけども、確かに地球は一つなんですね。そして、今地球の裏側でもどこでも本当に、いつでも電話で話することもできるし、いろいろ通信網が発達していますから、そういうことはできると思うんです。

やはり、しかし、私考えるのには、やはり世界は一つなんだけれども、平和ということも大事でもあるし、日本も原爆、広島もこれも随分騒いで、今までずっと、今でもやっています。継続してやっていますけれども、ちょっとやっぱ、現在中島村ではマレーシア修学旅行、それから生徒を11月、ききょう祭には招待、先生、子供たちを招待して、あれは全部中島のほうで旅費を持って招待をして、ききょう祭とか中島村を見てもらっているわけなんですけれども、そういうことを考えますと、やはりもう少しちょっと時期尚早、早いんじゃないかなという感じもするし、それからやはり中島村の教育にもう少し預かり児童館あたりにも中学生の受験シーズンにはもっと優秀な指導員を頼んだりして、そちらのほうに利用したほうが私はいいんじゃないかと思うんです。これ、ルワンダはなくなっちゃうわけではないんですけども、もう少し時期尚早ではないかというふうに私は考えます。

以上です。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） それぞれの議員、話をしたので、私も思いを話したいというふうに思っております。素直な本当に気持ちでございますので、その裏があるとか何かではございません。

総務課長のほうから、先日、わざわざこの件について説明がありました。その際に私もお話をしたんですが、今回ルワンダのマリールイズ先生の紹介のもと幼稚園の研修が行われ、それぞれ受け入れをし、彼女は中島ということを絶対に忘れないで教育をするんだらうなというふうに思って帰ったと、私は本当にいい指導というか、そういう教育を、場面を与えてやれた。そういう部分では、村長がわざわざ受け入れをして、その思い、非常に私は高く評価しているものであります。そういう意味で、そのルワンダのNPO法人から、やはり彼女がこんなに頑張っているよというところを、やはりぜひ見てほしい、お世話になった村長さん、教育長さん、園長先生、ぜひ彼女の姿を見てくださいよというようなことで文書が来たんだというふうに私は思っております。

ただ、この文書というのは、私は社交辞令的なものはないのかどうか、やはりその辺のところも踏まえて、やはり行くとなれば、それなりのやはり覚悟を持って、トップが、村長が、教育長が、園長が行くわけですから、今後中島の利益、あるいは教育を含めて、こういうふうの中島村は全国、あるいは世界の例に見ないぐらいに今度は頑張るぞというような、そういう思いを私は非常に聞きたかったんです。それで、教育長はどちらかというと園長、園長というような感じで私はとりました。村長のコメントは、非常にそういう部分で感じ取れたんですが、やはりいろんなところを含めて、やはり総合的に判断することが私は大事だと。

ですから、その思いとか何かというのは、今の話を聞くともうちょっとかなというような感じで、村民もやはりそんな感じは思っていないだろうかというふうに、代表で、私らは議員でございますので、そういう部分で私も感じておりました。そういう部分のところを含めて、ぜひ、本当に安全第一で行っていただきたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） ただいまの小室議員のお話でありますけれども、社交辞令的な文書ではないかというような話でありますけれども、マリールイズさんは決してそういう気持ちでこの案内状をよこしたのではないと思います。

やはり彼女の思い入れは、実際に会ってみるとわかると思います。やはり、ルワンダの教育を考える会という会をつくって、NPO法人をつくって、利益なしの活動をしているわけであります。やはり国を変えるのは子供たちだという思い入れの中で彼女は行動していますので、やはりそういったその熱意というのは私たちも非常にひしひしと感じられるわけです。

マリールイズさんとの出会いというのは、この議員の中にも、鈴木新平議員はあれかな、飛行機で大阪まで研修に、あれは山陰に行くときですね、飛行機の中でマリールイズさんと初めて一緒になりました。飛行機の中では、私はマリールイズさんという方は名前は知っていましたけれども、本人が乗っているとは知らなかった。ちょうど私はトイレの隣に座っておりまして、彼女がトイレに入ったとき、あ、外国の方がこの飛行機に乗ったんだなという気持ちはありました。彼女が出てくると、トイレから出てくるときに、非常に狭いトイレでありましたので、彼女はドアをあけながら手を洗って、こぼれた水を、床の水を拭いて出てきた姿を見たんです。素晴らしい人がいるなと思って、大阪空港まで行ったんですが、たまたま飛行機からおりて、ターミナルまで行くのにバスで移動ということで、バスに乗りました。たまたまマリールイズさんの隣しかあいてなかったんですが、そのときいろいろと座ってお話をしたとき、どこから来たんですかという話になりまして、ルワンダから来ましたというような話になりました。もしかして、あのルワンダから来ているマリールイズさんという方知っていますかというお話をしましたら、それは私ですという話になって、そこからいろいろとおつき合い始まったんですが、やはり彼女の持っている考えというのは一貫しております。ぶれないです。

やはり国を変えるのは子供たちなんだということで、しっかりと子供たちを教育しないと、国の将来はない。やはり日本の先生方もそういった気概を持って、これから子供たちを育てていければ、また、やはり多くの先生はそういう気持ちで子供たちの指導に当たっていると思いますけれども、再度確認する意味でも、やはりそういうことを私たちもまだ勉強しなくてはいけないのかなと思っているところであります。

ですから、ただ単に、今回こういった事業を計上しましたけれども、ただ単に見学に行くとかそういうことじゃなくて、やはり将来のことをきちっと考えて、成果の上がるような研修にしたいと思って予算を計上させていただいたわけでありますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） お諮りいたします。審議途中ですが、ここで11時まで休議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、11時まで休議いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

その他質疑ありませんか。

6番、鈴木新平君。

○6番（鈴木新平君） ページ数で13ページ、環境衛生費の委託料1億6,000万、これについて、内容について説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

環境衛生費、委託料1億6,316万1,000円ですが、こちらは仮置き場の返還に向けての測量設計委託、また仮置き場にありますが残土の処分、こちらの費用になっております。

○議長（藤田利春君） 6番、鈴木新平君。

○6番（鈴木新平君） 内容につきましては、小針、代畑の共有地の仮置き場の残土処分ということで、内容的にはわかりました。

残土の処分ということは、あの平らにしたところにこうならすんだか、それともどこかに搬出するんだか、その辺の詳しいことはまだ、わかれば。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今現在、建設課のほうで考えておりますのは、あそこに2万立方メートルの残土があります。村内希望者の方に譲渡して処分していただくのが約1,000平米ほど計画しているところであります。希望者が増えれば、当然この数量が増えていくわけでございます。残りの分については最終処分ということで、費用をかけてどこかに、処分場に持って行って搬出しまして、残土の処分をしたいという考えでおります。

○議長（藤田利春君） 6番、鈴木新平君。

○6番（鈴木新平君） 残土を欲しい人にも分けてやったりすることもするというので、わかりました。

それで、この土地は最終的に、小林 均君もそういう話したときあるんですけども、地権者と話し合いを持って、あそこのところをどういうふうにしていくかという、そういう話はまだ、そこまでは、まだ話していないのかその辺はどうなっていますか。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

以前にも答弁させていただきましたが、今現在は現況のままお返ししたいというふうに考えております。

ただし、場内には側溝等敷設してありますので、そこらは必要最小限の側溝形態のほうになろうかなと考えておるところであります。こちらにつきましては、国のほうと協議しまして、国のほうから許可が出ないと、当然設置できないものでありますので、十分に地権者並びに国と協議しまして、よりよい形態のまま地権者のほうにお返ししたいというふうに考えております。

○6番（鈴木新平君） はい、了解しました。

○議長（藤田利春君） 1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） ページ数ですぐ裏のページ、14ページで、区分の17、公有財産購入費とありますけれども、これは何を購入されたものなのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらにつきましても、小針地区にあります仮置き場、場内から搬出されます雨水排水のための流末水路が、村のほうで土地を賃貸借しまして利用しているところがあります。こちらは、当然仮置き場を返還しましても場内からの雨水排水が当然出てきますので、その借りている部分について村のほうで用地を借り上げまして、買い取りまして、村の財産ということで管理していきたいというふうに考えております。

○議長（藤田利春君） 1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） はい、よくわかりました。これからも続けて管理をお願いします。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） 12ページ目をお願いしたいと思います。

民生費、社会福祉費、目で9のプレミアムつきの商品券費が計上されておりますが、790万6,000円、それぞれの説明をお願いしたい。また、内容の説明ですね。それから、いつごろから申請手続、対象者ですね、その辺の受付窓口、それからそのプレミアム商品券の購入できるようなところ、どのようなことを考えているか、お願いいたします。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 藤田幸江君 登壇〕

○保健福祉課長（藤田幸江君） それでは、ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

今回のプレミアム付商品券の事業ですが、こちらにつきましては、消費税増税対策の一つの事業となっております。

概要を先に申し上げます。

消費税の引き上げが家計に与える影響を緩和すること、商品券を発行することで地域の消費を下支えすることが目的となっております。対象者といたしまして、子育て世帯のゼロ歳から3歳、2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれたお子さんがいる世帯を対象となっております。それともう一つ、非課税者として2019年度の村民税が非課税の方、課税者と生計を一にしている方などは除きますが、幾つかの条件を除いて非

課税の方が対象となる事業となっております。一人につきこの対象者の方は最大2万5,000円分の商品券を2万円で購入できる事業です。

12ページのプレミアム商品券の費用についてなんですが、まず9番の旅費と14番の自動車道使用料、こちらにつきましては担当者の県などの説明会に行くときの費用となっております。需用費の主なものとしましては、今後プレミアム商品券の申請書等を送る際の封筒代、それから印刷製本費でプレミアム商品券を印刷、作成する分の費用となっております。12番の役務費については、そちらの申請書等を送る、そちらの郵送料となっております。19番の負担金の部分ですが、こちらについては、2万円で2万5,000円分の商品券が買えるということで、5,000円分が利用する方はお得になる費用なんですが、そちらの分を商品券を利用した店舗のほうから請求が来たときに、その20%になるんですが、その5,000円分はこの一般会計のところから支出するための予算となっております。

今後の予定でございますが、今回補正が通りました後にシステムのほうを、ごめんなさい、13番について、すみません、説明が漏れておりました。こちらのプレミアム商品券の対象者等を抽出するためのシステム改修が13番で入っております。

スケジュールのほうについてであります。システムの改修を行いまして、対象者を抽出し、そちらの方に対して、子育て世帯については申請が要らずに引きかえ券というものを9月ごろに送る予定になっております。非課税世帯に関しては幾つかの条件がありますので、プレミアム商品券を希望する方に申請書、対象者となる方にお送りしまして、申請書を受け付けて、その中で課税者の扶養になっていないかどうか、そういったものを審査しまして、対象となる場合には引きかえ券を送るといった作業が出てきます。

引きかえ券については、今回は村が直接行う事業となりますので、役場にてプレミアム商品券と引きかえ券を交換するという形になります。10月1日から実際にその商品券が使用できるように考えております。

使用できる店舗については、今後、村の中の店舗というふうに考えているんですが、その中で取り扱い店を募集して、そちらの一覧等をお渡しして、その中で使えるというような形を想定しています。

以上です。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） はい、了解しました。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 16ページをお開きください。

款の8、土木費の中の二ツ山住宅駐車場整備について伺います。どのような、何区画、何台駐車できるような形にするのか、あるいはどこにつくるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回補正で計上しましたこの整備工事に伴う区画ではありますが、まず位置的には、住宅の前にあります庭園といえますか、空き地がございます。今現在の利用形態でいきますと、自転車、もしくは洗濯物を干してあったり、あとは空き地のままであったりというような利用形態であります。その場所にアスファルトで駐車場を

整備するという計画であります。

二ツ山住宅につきましては、8棟ありまして、そのうち6棟が間口3.2メートルの間口があります。残りの2棟分については間口4メートルあるんですが、その間口を利用して、整備をそれぞれするという計画であります。奥行きがそれぞれ9メートルありますので、軽自動車であれば2台はとめられるのかなというふうな考えであります。

なお、大きい自動車等を利用している入居者につきましては、従来どおり村道に面している駐車場も引き続き利用していただくようになりますので、そちらも利用できる状況にありますので、かなり改善できるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 現在、一世帯皆2台、3台という状況ですから、とにかくにも路上駐車のないような対策をとって、あるいは指定するかしなかわかりませんが、運営は任せますけれども、路上駐車のないような形でお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤田利春君） その他質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第7、議案第31号 令和元年度中島村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第8、議案第32号 令和元年度中島村簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第9、議案第33号 令和元年度中島村土地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） それでは、5ページお開きください。

歳出、土地造成事業費の中で、説明として消耗品費、印刷製本費とありますけれども、これらの内容をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、消耗品であります。こちらは内訳としまして、今年度に販売開始を行います3区画分についての看板設置代、それと、今回新たに10区画分の分譲地を造成するわけでございますが、そちらに伴います開発許可申請用の証紙代であります。

また、印刷製本費であります。こちらは3区画分に分譲販売に伴いますカラーチラシ代を予定しております。

以上です。

○議長（藤田利春君） 1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） それでは、お伺いします。

印刷製本費、チラシをつくるということでございますけれども、これはどの程度の部数作成して、どの辺のエリアまで配布するのか、方法としてはどうするのか、お考えをお聞かせください。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問であります。部数につきましては2,000部を予定しております。

当然、村内の方には配る予定でございまして、また、近隣町村に不動産会社等、民間の不動産会社がありますので、そちらをメインに販売の促進をお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤田利春君） 1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） よくわかりました。

何せ、定住促進、大事なPRの機会ですので、広く皆さんに知ってもらうのも大事だと思います。

質問を終わります。

○議長（藤田利春君） 5 番、小松公雄君。

○5 番（小松公雄君） 椎名議員の関連ですけれども、チラシ配りの不動産会社とかとおっしゃいましたけれども、もう一つやっぱり県内の誘致企業だとか、そういうところにもやっぱり配る必要があるんだろうと思います。あるいは泉崎の工業団地だとかにもやっぱり通う必要があるんだろうと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまご質問にありましたとおり、近隣町村の企業のほうにも当然配って、中島村の定住促進に努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） その他質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第10、議案第34号 令和元年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第11、議案第35号 令和元年度中島村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情第5号～陳情第7号の委員長報告

○議長（藤田利春君） 日程第12、請願・陳情審査の報告を行います。陳情第5号から陳情第7号まで、総務教

育常任委員会付託であります。

総務教育常任委員会委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、小室辰雄君。

〔総務教育常任委員会委員長 小室辰雄君 登壇〕

○総務教育常任委員会委員長（小室辰雄君） 総務教育常任委員会より報告いたします。

本委員会に付託のあった陳情第5号から陳情第7号までの陳情書について、去る6月7日、総務教育常任委員会を開催し、慎重に審査を行ったところであります。

その陳情の内容及び審査結果について報告いたします。

陳情第5号は、国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情書です。

東日本大震災で被災し、経済的理由により就学等が困難な子供を対象に、交付金を財源とし、幼稚園、小・中学校、高等学校などに対し、就学支援をするものです。

本委員会は、今後も避難生活を送っている子供たちの就学に対し、行き届いた支援がこれからも必要であることから、本陳情は願意妥当との意見の一致を見たので、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第6号は、教職員の過密労働の解消に向けた意見書の提出を求める陳情書です。

中央教育審議会は、学校教育における働き方改革に関する総合的な方策についての答申をまとめ、文部科学大臣に提出されました。

教職員の過密労働解消のためには、教職員の定数の抜本的な改善が不可欠であり、中央審議会の答申で示された1年単位の変形労働時間制の導入では、労働時間が増大することが懸念されます。

本委員会は、一人一人の子供たちに寄り添い、向き合って、ゆとりを持って教育活動していくには、教職員定数の抜本的な改善が必要であることから、本陳情は願意妥当の意見の一致を見たので、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第7号は、「ふくしま学力調査」中止の意見書の提出を求める陳情です。

4月11日、福島県教育委員会は、小学4年生から中学2年生までを対象にふくしま学力調査を実施しました。今、教育現場では、授業時間の増加など混乱を来しており、また、ふくしま学力調査が学力偏重の施策であり、児童・生徒や教職員の多忙化の要因になっているという状況です。

本委員会は、本村教育方針の重点施策の一つとして、生きる力を育む学校教育活動の推進、確かな学力の向上に努めるとともに、豊かな心と健やかな体を育むことを目標とし、家庭との連携を図りながら村全体として取り組んでおります。

ふくしま学力調査は、本村教育向上のためには必要な要因の一つであることから、本陳情は願意不适当との意見の一致を見たので、不採択と決しました。

以上で審査結果の報告を終わります。

令和元年6月12日、総務教育常任委員会委員長、小室辰雄。

○議長（藤田利春君） 以上で委員長報告は終わります。

◎陳情第5号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第13、陳情第5号 「令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題とします。
これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより陳情第5号について採決いたします。

本件に関する総務教育常任委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、陳情第5号は採択することに決しました。

◎陳情第6号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第14、陳情第6号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める陳情書を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより陳情第6号について採決いたします。

本件に対する総務教育常任委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、陳情第6号は採択することに決しました。

◎陳情第7号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第15、陳情第7号 「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める陳情書を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより陳情第7号について採決いたします。

本件に対する総務教育常任委員長の報告は不採択であります。

委員長報告のとおり不採択にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、陳情第7号は不採択することに決しました。

◎日程の追加

○議長（藤田利春君） この際、お諮りいたします。追加案件とし、総務教育常任員長、小室辰雄君より「令和

2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書ほか1件に関する発委案2件、村長、加藤幸一君より中島村副村長の選任についての同意1件、議会運営委員長、木村秋夫君より閉会中の継続調査に関する件が提出されております。これを日程に追加し、追加日程として議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、追加日程とすることに決しました。

事務局より資料を配付しますので、暫時休議いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時35分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

◎発委第2号～同意第3号の一括上程、説明

○議長（藤田利春君） 追加日程第1、議案の上程を行います。

発委案第2号から同意案第3号までを一括議題とします。

本案についての提案理由を求めます。

総務教育常任委員会委員長、小室辰雄君。

〔総務教育常任委員会委員長 小室辰雄君 登壇〕

○総務教育常任委員会委員長（小室辰雄君） 追加日程で上程しました発委案第2号から発委案第3号までの提案理由をご説明いたします。

発委案第2号は、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書です。

東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子供を対象に、被災児童生徒就学支援等事業が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。

この交付金は、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校等の各種学校に対して、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

福島の復興・再生に向けた動きは本格的に始まっていますが、被災児童生徒就学支援等事業の継続による就学支援は必要です。

つきましては、地方自治法第99条の規定により、令和2年度及び復興・創生期間後においても、必要な財政措置を行うよう関係機関に対し意見書を提出するものです。

次に、発委案第3号は、教職員の過密労働の解消に向けた意見書です。

中央審議会は、「学校における働き方改革に関する総合的な方策について」と題する答申を文部科学大臣に提出しました。

教職員の過密労働解消のためには、教職員定数の抜本的な改善が不可欠であり、中央教育審議会の答申で示された1年単位の変形労働時間制の導入では、労働時間が増大することが懸念されます。

一人一人の子供たちに寄り添い、向き合って、ゆとりを持って教育活動していくには、教職員定数の抜本的な改善が必要です。

つきましては、地方自治法第99条の規定により、関係機関に対して意見書を提出するものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

令和元年6月12日、総務教育常任委員会委員長、小室辰雄。

○議長（藤田利春君） 以上で提案理由の説明を終わります。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） それでは、本定例会に追加提案いたします議案についてご説明いたします。

同意第3号 中島村副村長の選任についてであります。

令和元年6月30日をもちまして、現副村長の任期が満了いたします。新たに吉田政樹氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものです。

なお、詳細につきまして、担当課長をして補足説明させますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤田利春君） 村長から、担当課長をして議案の補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） 以上で、提案理由の説明は終わります。

〔「議長」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） 動議を提案いたします。

議案調査の時間をお許しいただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） ただいま、7番、木村秋夫君より議案調査のため休議の動議が提出されました。

お諮りします。動議のとおり休議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、これより11時45分まで議案調査のため休議いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時45分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

◎発委第2号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 追加日程第2、発委第2号 「令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより発委第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発委第3号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 追加日程第3、発委第3号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより発委第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま発委2件の意見書について議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

◎同意第3号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 追加日程第4、同意第3号 中島村副村長の選任についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより同意第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田利春君） 全員、起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（藤田利春君） 追加日程第5、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

議会運営委員長、木村秋夫君より次期会議の会期等、日程等の議会運営に関する事項について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付された事件は全て終了しましたので、会議を閉じます。

◎村長の挨拶

○議長（藤田利春君） この際、村長から発言があれば、これを許します。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） それでは、閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に執行部より上程いたしました全議案、原案どおり可決承認いただきましたことに対しまして、衷心より感謝申し上げます。

元号も平成から令和になり、少しずつではありますが、なじみつつあるように感じております。元号がかわることによる事務手続きの移行が心配されましたが、これまでのところ大きな支障もなくスタートできたことに安堵しております。今後は、年次計画に沿って最大限の効果が発揮できるように全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様のご支援も賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、本定例会が最終議会となりました小針副村長であります。職員時代はもとより、2期8年、副村長として言葉では言い尽くせないほどの力量を遺憾なく発揮していただき、東日本大震災並びに原発事故からの復旧・復興という難局に立ち向かい、さらには加藤村政の片腕として、他市町村に先駆けた先進的な数々の事業を立ち上げ、支えていただきましたことに、衷心より深く感謝申し上げます。まだまだ一緒に村政を担っていただきたいと切望しましたが、今期で退任の意思がかたいと諭され、やむなく了承したのが事実であります。

私にとりまして、名残り惜しさと一抹の不安を抱えながらしばらくの時間が過ぎるのかなと思いますが、7月1日からは新副村長とともに、令和の新時代にふさわしい村政を執行してまいりたいと思います。

小針副村長におかれましては、今後も大所高所の立場からご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

すとともに、健康を維持され、ますますご活躍されることをご祈念申し上げます。

東北南部も梅雨入りし、気候変動の大きい日が続いております。議員の皆様も御身ご自愛いただき、ますますご活躍いただきますようお祈りし、閉会に当たっての挨拶いたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（藤田利春君） これで令和元年第2回中島村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年9月9日

議 長 藤 田 利 春

署 名 議 員 椎 名 康 夫

署 名 議 員 小 室 重 克